

## 日中における「契約」の使用と定着に関する一考察

吉田 慶子

**要旨:**「契約」という言葉は中国の古典語として、その歴史は古く、最初に使われたのは『魏書・鹿念傳』と確認されている。その後、日本に伝われ、日本語として「約束」、「取極め」と同じ意味で使われていたが、民法における法律用語の「契約」とはまったく異なる性質のものである。では、近代民法のもっとも重要な概念の一つとしての「契約」はいつごろから使われ、どのような経緯で日中両国に定着したのか。また、周知のように、現在中国はすでに“契約”は“合同”に取り替えられて、ほとんど使われなくなっている。本稿は、これらの疑問を解くために、日中法律の継受に伴う法律用語の転移や交流の歴史を辿りながら、その使用と定着について追ってみたいと思う。

**キーワード:** 契約、合同、近代法律用語

### はじめに

『日本国語大辞典』をみると、「契約」は「①約束すること、言い交すこと。②ある法律上の効果を発生させる目的で、二人以上の当事者の申込み、承諾という意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為。」と説明している。これは「契約」は、一般社会生活における人々の約束と、法律行為として当事者双方の意思表示の効果という二つの側面を持っていると示している。

『大漢和辞典』は、「〔魏書、鹿念傳〕契約既固。〔白居易、興執恭詔〕欲レ求ニ契約一、固合允従。」とあり、さらに、『日本語源広辞典（増補版）』には、「中国語の、「契（ちぎる）＋約（約束）が語源です。法律上効き目のある約束。」との記載がある。したがって、「契約」は古く中国から伝わってきたことばであると考えられる。

一方では、古田（2004）の研究によれば、「日本語の「契約」という語はドイツ語の *Vertrag* やフランス語の *contract* の訳語として用いられ、現行民法典第三編第二章の「契約」とはドイツ語の *Vertrag* の直訳語」と述べている<sup>1</sup>。氏の説明は、前述辞書と齟齬することになる。

日本の民法は明治時代にフランス人のボアソナードによって起草し、その後ドイツ法の影響

---

<sup>1</sup> 古田裕清『翻訳語としての日本の法律用語』2004年、中央大学出版社、20頁。

を強く受けて今日の基盤を作り上げてきた歴史があるため、多くの法律用語はフランス語とドイツ語の翻訳語であり、「契約」もその一環であるという古田氏の説明は、おそらくそのことを指していると思われる。

少し古い書籍ではあるが、1930 年に出版された『現行法律語の史的考察』がある。該書は法律用語の歴史や語源について分析、調査したものであるが、法律用語の誕生を定義し、それを動態、静態という 2 つの角度からとらえながら、歴史的な変遷について理論的に分類整理したものである。該当項目には関連語彙の調査も詳しく記載されているため、「契約」に関する記述をみると、つぎのような説明がある。

「「とりきめ」「いひあはせ」の義で、「準有すること契約の如し」（唐庚詩）などといはれてゐる、現制に於いて契約は総て私法的効果の発生を目的とする合意であつて、此の目的に対する有ゆる約束、約定を包摂する広義の語辞である（民法 113-117、521-696 条、商法 269-272、287-289 条）、明治初年には約束とも或は取極め（明治 5 年大政官布告 240 号）とも称へたが、旧民法に於いて契約として以来現制に及んでゐる。此語辞は王朝時代より武家時代に至るも法令又は公文書に累々見受けられるが（太上法皇御受戒祀、後附。高野山文書、實簡集 37。文禄 4 年御掟。寛文 5 年江戸老中連署条目寫）又約束と称へた例（天正 20 年正月 27 日海路諸法渡）もある。」<sup>2</sup>。

つまり、歴史的には、「契約」の同義語として「約束」や「取極め」も使われていた時期があったが、日本の西洋法の継受とともに、近代民法としての法概念という新たな側面を付け加えられ、今日に至ったというのである。前述古田氏の記述は近代民法の概念という側面のみ論ずるものであったと思われる。

周知のように、中国語にも“契約”がある。果たして、近代民法のもっとも重要な概念の一つとしての「契約」は、どのように日中両国で使われ、どのような形あるいは経路を通じて行き来してきたのか、その歴史的な経緯をたどりながら、日中間における近代法律用語の交流を探ってみたいと思う。

## 1. 日本語における「契約」

中国語の辞典における“契約”の説明について、以下のようになっている。

『辞源』「二人以上以同意之事項訂立条件互相遵守。而以文字为凭证也」

『辞海』「“契”合同、証券。如：契約；契据。“契约”即“合同”。」

『漢語大辞典』「指双方或多方共同协议订立的条款、文书。《魏书・鹿悉传》：还军，于路干梁

---

<sup>2</sup> 渡部万蔵『現行法律語の史的考察』1930 年、萬里閣書房、227-228 頁。

话誓盟。契約即固，未旬，综果降。」唐白居易《与执恭诏》：“欲求契约，固合允从。”亦特指由双方依法订立有关买卖、抵押、借贷、租赁、委托、承揽等事项的文书。宋司马光《涑水记闻》卷九：“武宁节度使王德用自陈所置马得于马商陈贵，契约具在。”矛盾《右第二章》四：“旧职工应得得退职金，公司因为困难而牺牲，不能按照原定契约付给了。”

『現代漢語辞典』は、「契約」：证明出卖、抵押、租赁等关系的文书。《魏书・鹿悉传》：还军，于路干梁话誓盟。契約即固，未旬，综果降。」

したがって、“契約”は約束事を文字にした書証として、売買、抵当、賃貸などの関係を証明する文書自体を示すことばであると解釈できる。

一方、法制史の角度から古代法律用語を整理した『中国伝統法律文化辞典』には、“六約”という言葉が収録されており、その説明をみると、「古代六种券书契约。《周礼・秋官・司约》掌邦国及万民之约剂。」とあり、さらに「古代契約的有：券契、合同、券书、傅别、质剂、约剂、质要、左契、右契、白契、红契、地契、税契、官契、贷贴、解贴、判书。」<sup>3</sup>と付け加えられている。

つまり、古代中国は契約の内容に応じて呼称を付けているようである。また、張（1995）に記載している中国古典にみられる最初の用例は『魏書・鹿念傳』「还军，于路干梁话誓盟。契約既固，未旬，综果降。」<sup>4</sup>にある説明は、『大漢和辞典』の記載と一致している。『魏書』は中国北齊の魏収が編纂した北魏の正史であるため、“契約”はかなり古くから使われていたことばと言える。

また、筆者の調査では、明末清初めの小説『醒世因縁伝』に「那指揮收了契約，兌了五十八兩足色官銀，差了一個家人親到兵馬司，當官交到劉振白手内。」の表現も確認している。この事例から、“契約”はかなり一般庶民の生活に浸透し、認知度の高さを垣間見ることができ<sup>5</sup>、後述英華・華英辞典の示したように、かなり早い時期から Contract, agreement の対訳語として収録されたことも納得できる。

## 2. 中国語における“契約”

日本語の辞典を調査すると、以下のように説明されている。

『日本語大辞典』：「(名) ① (～する) 約束すること、言いかわすこと。\*古事談 (1212～15頃) 二・頼通相国慶拝舞教時通跪地事「於」今者如契約可被讓撰籙於左府」\*平家 (13C 前) 二・烽火之沙汰「日來の契約をたがへず、まゐりたるこそ神妙なれ」\*曾我物語 (南北朝頃)・杵白

<sup>3</sup> 武樹臣《中国伝統法律文化辞典》1999年，北京大学出版社。

<sup>4</sup> 張伝璽《秦汉问题研究》1995年，北京大学出版社。

<sup>5</sup> 漢籍電子文献資料庫 <http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihpc/hanjiquery?@118^1550622730^90^^^../hanjimg/hanji.htm>

(しよきう)にけいやくして、命を君にすつること、遅速をあらそひしなり」\*勝山記一永正八年(1511)「諸人契約を至候て酒をのむ事無限\*浮世草子・好色五人女(1686)三・二「おさん様の御声たてさせらる時皆々かけつくるけいやくにして」\*魏書一鹿愈伝「契約即固」②ある法律上の効果を発生させる目的で、二人以上の当事者の申込み、承諾という意思表示の合致(合意)によって成立する法律行為。その内容は原則として当事者の自由に任されるが、民法は特に売買、贈与、消費貸借、賃貸借、雇傭、請負、寄託など一三種の典型について規定している。典型契約。\*民法(明治二九年)(1896)五二一条「契約の申込は之を取消すことを得ず」\*永日小品(1909)〈夏目漱石〉儲口「一俵四円で、二千俵の契約でね」\*労働基準法(1947)十六条「労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」③ユダヤ教・キリスト教で、神が救いの業(わざ)をなしとげるために、人間に対して示す特別な意思。また、それによって結ばれた神と人の関係。イスラエル民族に対してモーゼを通じて立てられたものを旧約、後にイエスキリストによって立てられたものを新約という。\*旧約全書(1888)創世紀・六「地にをる者は皆死ぬべし。然れど汝とは我が契約(ケイヤク)をたてん」。④女色(じょしょく)。いろごと。また情人。\*洒落本・交代盤栄記(1754)「難波(略)とりわき近き頃は日にまし御さかんの御事おのおのちかう寄りて御けいやくけいやく」\*物類称呼(1775)五「薩摩にては女色をちかづきと云(略)南部にては けいやくといふ」\*御国通辞(1790)「しゃうね 密男 けみ」

『大漢和辞典』:「〔魏書、鹿愈傳〕契約既固。〔白居易、興執恭詔〕欲レ求ニ契約一、固合允従。」、『日本語源広辞典(増補版)』:「中国語の、「契(ちぎる)+約(約束)が語源です」。

総じて、日本語の「契約」は古来中国から伝わってきた古典語であり、多義語として、約束事、民法の法律行為、宗教における神と人間を結ぶもの、そして、現代語ではあまり見かけなくなった「いろごと」の意味も含まれている。

### 3. 蘭和、和英・英和、英華・華英の「契約」に関する調査

前述、古田(2004)の「契約」はドイツ語の *Vertrag* やフランス語の *contract* の訳語として用いられ、現行民法典第三編第二章の「契約」とはドイツ語の *Vertrag* の直訳語である説明を確かめるために、幕末・明治初期の翻訳語を調べる必要であり、当然蘭和、和英・和英、英華・華英辞書を調査の対象に入れる必要がある。また、漢訳洋書、英華辞典などによる中国製翻訳語の流入も無視できないという観点から、同時期の英華・華英辞典調査し、以下のように時系列順に整理してみた。なお、調査する際、近代史数位資料庫(MHDB, Modern History Databases)を利用した。

図表 1 蘭和、英和・和英、英華・華英辞書の「契約」にめぐる表現

日本			中国		
刊行時期	辞書名	契約をめぐる表現	刊行時期	辞書名	契約をめぐる表現
			1819	『華英字典之二《五車韻庫》』	契 :a written agreement or bond ,which in ancient times succeed knotted cords; a bond; a deed; to unite; to join
			1822	『馬禮遜英華字典』	CONTRACT:立約 ; 定約 AGREEMENT: 約
			1844	『衛三畏英華韻府歷階』	CONTRACT:立約、約單 AGREEMENT:合約
			1847-48	『麥都思英華字典』	CONTRACT:契書、合約、劄單、符合、券、盟約、約單 AGREEMENT:合同、書契、券契、符合、劄單、傳別、分支帳、契約、書致、議單、約盟
1855-58	『和蘭辞典』	Contract:互ノ取極メ Overeenkomst: 一樣ニナル事又符合スル事			
1866	『英和对訳袖珍辞書』	Agreement:一致互ニ取り極メル、和合	1866-69	『羅存德英華字典』	to contract a bargain:立單、立約、打合同 AGREEMENT:合同

					a compact:約書、券契、契約、書契、盟書、約盟、議單
1867	『和英語林集成』	契約 : a covenant, an agreement, promise			
1869	『英和对訳袖珍辞書増補版』	Contract : 契約、契約シタル Agreement : 一致互ニ取り極メル、和合			
1873	『附音挿図英和字彙』	agreement 合同、契約、約書、符号 contract 約定、契約、約書	1872	『盧公明英華萃林韻府』	Contract or deed: 契書 AGREEMENT:約、合約、合同、契約
1885	『英和双解字典』	contract 約定、契約、約。約書 agreement 合同、契約、商売の約束、約書、同意、一致	1884	井上哲次郎増訂英華字典』	to contract a bargain:立單、立約、打合同 An agreement between two or more persons:合同、約書、約單、合約、契書 AGREEMENT:合同、契 a compact:約書、券契、契約、合約、書契、盟書、約盟、議單
1886	『英和林集成』	契約			
1886	『英和和英林集成』	(和英の部) 契約: a covenant , an agreement, promise (英和の部) Agreement: 約束、条	1899	『鄺其照華英字典集成』	Contract:合同、契、約單、定貨單 AGREEMENT:和氣、合同、契、契約

		約、約定、和合、附合、契約 Contract: 約束、約定、請負、条約 Covenant: 条約、約定、約束、契約			
1888	和英袖珍字彙	契約,n. covenant, compact, contract, agreement, 一スル, to make a covenant			
1912	『詳解英和辞典』	Agreement: 同意、一致、承諾、契約 Contract: 契約、約する Covenant: 契約、聖約、盟約、契約書、契約する	1908	『顔惠慶英華大辞典』	Contract To enter into, with mutual obligations: 結、立、訂 (如盟約合同之類) / 結、立、訂 (如盟約合同之類) to form a contract: 訂約, 訂合同 / 講價、定貨價、訂約、訂合同 a settled bargain: 訂約, 合同 to make a contract: 立約, 立據 / 有約、契約、約定、訂約、訂約、合同、背約、退約、收回約、照約做、立約、立據 AGREEMENT A contract: 合同, 契 a compact: 約書, 券契,

					契約, 合約, 書契, 盟書, 議單 to make an agreement fixing the time of payment: 立期票, 立限單 / 合同、契、約書、券契、契約、合約、書契、盟書、議單、定貨單、立約、立期票、立限單
			1913	『商務書館英華新字典』	Contract: 縮減、縮短、契約、許聘 to contract a bargain: 訂約、立合同 n. AGREEMENT: 合同、約書、券契、盟書、議單、和睦
			1916	『赫美玲英漢字典』	Contract: 合同 ; 契約

図表 1 で示したように、中国でかなり早い時期から Contract の対訳語として契約を用いていることがわかる。そして、今日すでに“契約”の代替語になっている“合同”は英華・華英辞典には“契約”の同義語と扱っているようである。

#### 4. 近代民法概念としての「契約」の誕生と中国への伝播

一方では、日本語の「契約」について、もし、前述古田 (2004) の通り「契約」はフランス語からの翻訳語であるならば、当然箕作麟祥博士のフランス法翻訳の偉業を想起するであろう。

このことについて日本の民法の父と呼ばれている穂積 (2008) は、「明治三年 (1870) 太政官に制度取調局を置き、先ず箕作麟祥博士に命じてフランス民法を翻訳せしめたのがその端緒であって、明治八年民法編纂委員を命じて民法を編纂せしめ、十一年四月にはその草案を脱稿したが、これは殆んどフランス民法の敷写 (しきうつし) のようなものであったということである。この後ち明治十二年に至り、政府は更に仏人ボアソナード教授に命じて民法草案を起稿せ



しめたが、明治二十三年に公布せられた民法の大部分は、実に同氏の起草になったものである。」<sup>6</sup>と当時のことを回顧している。同書に述べているフランス法の翻訳は、のち1875年に『仏蘭西法律書』として刊行され、その上巻憲法、民法の第三巻には確かに「契約及ヒ総テ契約ヨリ生スル義務」<sup>7</sup>という行がある。日本に西洋法を最初に紹介したものと思われる。

また、1881年に出版された『仏国政典』は箕作麟祥の教え子大井憲太郎が翻訳したものもあるが、その第九巻第四章にも「契約及ヒ総テ契約ヨリ生スル義務」<sup>8</sup>がある。

もう一方では、この時期、明治政府は近代法における教育活動も積極的に展開されていたようである。前述穂積（2008）に「明治五年（1872）に始めて司法省の明法寮（めいほうりょう）に法学生徒を募集してフランス法を教授したのが初めである」<sup>9</sup>の記載があることから、1874年4月からスタートしたボアソナードとブスケが司法省法学校で自然法の講義を行われたことを指していると思われる。そのとき聴講した井上操の筆記に基づいて訳出されたものは、1877年に刊行された『性法講義』である。同書にも、「契約ハ即チ一ノ約束ヲナル事ハ既ニ」<sup>10</sup>の記載が残っている。

はたして、日本においてだれが最初に *contract* の翻訳語として「契約」を用いたのかは明確な記載はないが、翻訳書などの資料を吟味し、客観的に見る限り、箕作麟祥博士の可能性がかなり高い。当時の翻訳作業の大変さを示す大槻文彦は次のように述べている。

「是より先き、明治二年、麟祥君、大学南校にありし頃、政府より、仏蘭西刑法の翻訳を命ぜられて成り、尋て、民法商法、訴訟法、治罪法、憲法などをも譯して成り、而して、文部省にて、之を開板せり、是れ、邦人が仏蘭西法律の如何なるものなるかを知れる初なり、然れども書中誤譯も少からざりき、当時、法律学未だ開けず、麟祥君、未だ其学を知らず、注譯書なく、辞書なく、教師なく、難解の文に、非常に苦辛し、我が国人の思想になき事多ければ、例の如く、譯語なきに困却し、漢学者に聞けとも答ふる者なく、新に作れば、さる熟語はなしとて、人は許さず、権利義務の譯語の如きは、支那譯の萬国公法に「ライト」「オブリゲーション」を譯してありしより取りしかど、其他、動産、不動産、義務相殺、又は未必条件などいふ語等、凡そ法律の譯語は、皆麟祥君が困苦して新作せしものにて、殊に治罪法などいふ語は、苦辛の後に成れるものなりと云ふ」<sup>11</sup>。

<sup>6</sup> 穂積陳重『法窓夜話』2008年、岩波文庫。

<sup>7</sup> 翻訳局訳『仏蘭西法律書』1875年、印書局、485頁。

<sup>8</sup> 大井憲太郎訳、箕作麟祥訳『仏国政典』1881年。

<sup>9</sup> 穂積陳重『法窓夜話』2008年、岩波文庫、330-331頁。

<sup>10</sup> 司法省『性法講義』1877年、271頁。

<sup>11</sup> 大槻文彦『箕作麟祥君傳』1907年、丸善、88-89頁。

ここで、中国で翻訳されている漢訳書を参考にしていた事実を確認できる。

さらに、同書には、箕作麟祥の弟子黒田綱彦のことばも記載されている。『フランス』の刑法を翻訳される時には、余ほど困られて、色々の漢学者に聞いてみても、どうも、漢学者にも、新しい思想と云ふものがないので、先生の話が、一向に通ぜず、かういふ意味の字がほしいのだが、と言って聞かれても、それに対して、先生を満足せしむる答を為す人がありませぬでした、こゝに、辻士革と云ふ人がありました、この人は、へいくした漢学先生で、妙な人であったが、麟祥先生から、「かういふ意味の字は、」と聞かれると、「それなら、かういふ字では、どうぞごませう、」と言って、字の工夫をする、それで、麟祥先生が、翻訳をされると、辻士革が目を通すことになりました<sup>12</sup>。

当時箕作麟祥の翻訳はどれほど困難な状況であったかを容易に想像でき、さまざまな工夫を如実に語っている。また、訳語を選択する際、漢学者に尋ねたりしていたようで、中国古典語から選んでいた事実も明らかである。

箕作麟祥がフランス民法の翻訳を始めていた1870年までの1840-1860の間は、沈(1998)は「発展期」と呼び、「中国の書物が多く輸入され、広く読まれていた。漢訳洋書の語彙は、それまでの蘭学系の訳語を取って代わり、日本語に大きな影響を与えた」<sup>13</sup>と示唆している。その後、中国は官製翻訳期<sup>14</sup>に入り、次第に日本語への影響が弱まっていくという。この発展期において、中国で刊行された英華辞典・華英辞典もその流れで日本に入っていたと推測できる。当然英訳辞典を参考にしていても十分考えられ、日本で日中両国の相互影響の産物としての可能性が十分ありうる。

また、この時期の翻訳書などはそろって「契約」を使われていた点から考慮すると、近代民法概念としての「契約」はすでに専門家の間である程度定着し、使用されていた事実は間違いないといえる。

しかしながら、われわれ法律用語について考える際に、法律の制定というもう一つ重要な側面も考慮に入れなければならない。法律の表出形式の根幹を成している法律用語の生成について、渡辺(1930)は次のような記述がある。「法律語の生成は制定 *Einrichtung*, *enactment* に始まる。唯其制定の方式は時代により国によって異なるだけである。現制に於ては法律語の制定には提案(起案と提出)と議決と裁可と公布及び施行との四つの手続を要件とする」<sup>15</sup>。

<sup>12</sup> 前掲大槻, 120頁。

<sup>13</sup> 前掲沈国威, 1998年, 41-42頁。

<sup>14</sup> 前掲沈国威, 1998年, 42頁。

<sup>15</sup> 前掲渡部 1930年, 2頁。

すなわち、法律用語が法律用語たるものとして成り立つには、立法活動を経て、公布と実施によってはじめてその正統性が認められるものである。それまでたとえいくつかの同じ意味を持つ翻訳語が存在し、競合があったとしても、上述四つの手続を経たものが生き残り、法律条文あるいは解釈によってその言葉の定義が明確になり、その要件と効果も明確になると解釈でき、これを法律用語の誕生、定着の一種のバロメーターとみることができる。

このような観点から、1890年に公布された日本の旧民法の財産取得に関する条文の第24条には、「売買ハ当事者ノ一方カ物ノ所有権又ハ其支分権ヲ移転シ又ハ移転スル義務ヲ負担シ他ノ一方又ハ第三者カ其定マリタル代金ノ弁済ヲ負担スル契約ナリ 売買契約ハ下ノ規定ニ従フ外有償且双務ナル契約ノ一般ノ規則ニ従フ」と「契約」について明記され、新民法もそのまま継承し、第二章は「契約」に関連規定を設けているなど、この時点を近代民法概念の「契約」の正式の誕生とみなすことができる。

1934年末弘巖太郎・田中耕太郎が編纂された『法律学辞典』には、「第一 私法上の契約 契約は一定の法律効果の発生を目的とする複数の当事者の意思表示の合致によって成立するところの法律行為である。第二 公法上の契約 契約の観念は主として私法上の観念として発達し、且つ私法に於ける最も普通の法律要件とされて居る。これに反し公法上の契約の語は未だ殆ど成法上には認められるに至って居ない程で、(略)」の説明のとおり、契約の成立要件は、法律効果を目的とした、複数の当事者の意思表示の合致が要件となり、法律行為の成立の効果として当事者間に権利義務が発生すると明確に記載してある。

では、近代的西洋法の民法概念としての“契約”はいつ頃中国で使われるようになったのかも当然気になる。

1903年に出版された『新爾雅』の「释法」に「当事者因双方之合意而成之行为谓之面行为亦谓之契约。」<sup>16</sup>がある。「新爾雅」は二人の中国人日本留学生によって編纂・出版されたものであるが、中国最初の西洋の人文・自然科学の新概念、術語を解説する用語集<sup>17</sup>であり、これは日本から学術用語を吟味する時間もなく、丸ごと吸収する最初の時期のものとされ<sup>18</sup>、“契約”を同書に収録されたことは、当時の留学生も日本語の「契約」はこれまで使われてきた中国古典語との違いを意識していたと考えられる。

1907年に発行された『東中大辞典』には、「契約（ケイヤク）(名)【法】债权发生之原因也換

<sup>16</sup> 沈国威『新爾雅』とその語彙について』1993年，白帝社，121頁。

<sup>17</sup> 沈国威『新爾雅』とその語彙について』『文林』1993年，No.27，53-85頁。

<sup>18</sup> 沈国威「中国の近代学術用語の創出と導入—文化交流と語彙交流の視点から—」『文林』1993年，No.29，51-72頁。

而言之。即由当事者合意而成之法律行为也。」も確認できる。注目すべき点として、同辞書には仲裁契約、使用貸借、供給契約、保険契約、信託契約、双務契約、担保契約、契約関係、契約履行、売買契約、口頭契約、書面契約など、契約の内容、形態など関連概念として大量な複合語が登場していることである。

同年上海商務印書館が出版された「新訳日本法規大全」全10巻があるが、その付録として『法規解字』と称し、読者のために難解な専門用語に注釈をつけている。解説書の収録語数は1918語があるが、“契約”も収録されているが、「二人对于一事件，相契而结约，曰契约。」<sup>19</sup>と説明している。

さらに、1911年に商務印書館編訳所が刊行された『日本六法全書』（1911）の第二章契約第一款契約之成立第521条には、「定承诺期间而为契约之申込者，其申込不得取消。」<sup>20</sup>にも契約の関連条文を確認できる。ここまでみてきたように、この時期“契約”はすでに伝統的な約束関係を示すものではなく、専門家の間において、明らかに法律行為を指す専門用語に変身している。

加えて、『京師法律学堂筆記』（1906年より使用、1911年出版）シリーズの『京師法律学堂筆記 法学通論』には、「人类之组织社会，有两种学说，一契约说，一天性说。契约说倡于卢梭，或译作路索。法人，著有《民约论》，日本译作《社会合同》。」があり、また、「民事上之制裁“违反公共秩序善良风俗之法律行为，因其情形，或认为无效者有之，例如赌博或野合等契约认为无效之类。”；“就国际法论，如甲乙两国缔结契约，甲乙两国为当事者，除甲乙两国意外，皆为第三者。」の記載があり、『京師法律学堂筆記 民法総則』には、「现在世界大势，重个人制度，以个人为本位，由契约而定权利义务之关系（英国研究古代法学者ヌイン，谓今日社会之情形，由身分而进于契约。契约者，双方之关系，非一方之关系也）」の記述がある。該書の点校者の序の説明によれば、同シリーズは該校で教鞭をとっていた岡田朝太郎が口述し、学生のメモをまとめたもので、ここにも、民法の重要概念としての“契約”は、双方の関係であることを重点において説明している。この点から、中国古典語との違いを意識して論じているとみることができる。

ここで特筆すべきものとして、岡田朝太郎の説明にルソーの「社会契約論」に触れているが、同翻訳書は1882年に中江兆民漢文で翻訳し、多くの訳注をつけ、『民約訳解』のタイトルで仏学塾出版局から発表した。1898年に上海同文書局は刻印版を発行している。同書は、日清戦争後の中国の知識人と知識界に大きな衝撃と影響を与えていたようで、1902年に日本にいた黄遵憲が梁啓超宛てた手紙にこの本について触れている<sup>21</sup>ようである。

<sup>19</sup> 浙江帰安銭恂，浙江仁和董鴻禕編纂，何勤華点校『新訳日本法規大全』2007年，商務印書館。

<sup>20</sup> 商務印書館編訳所編訳 陳承澤校訂 黄琴唐点校『日本六法全書』2013年，上海人民出版社。

<sup>21</sup> 吳雅凌「盧梭『社会契約論』的漢訳及其影響」，2009年，『現代哲学』，第3期五月号，84頁。

のちに、1900年の12月6日第1期、1901年1月20日第2期、1901年6月27日第4期、1901年12月15日第9期の4回に渡って『民約論』のタイトルで『訳書匯編』に掲載している。1902年、日本に留学した楊延棟は原田潜の日本語訳版に基づき、文明書局、開明書局と作新社から初めて中国語に翻訳した完全版『道索民約論』を発行した。さらに、1918年に馬君武はフランス語原文を底本として、中華書局から『足本盧騷民約論』を出版している。その後、該書20年に渡り8回再版された<sup>22</sup>事実から、その影響力を窺い知ることができ、ルソーの「社会契約論」は、“契約”ということばを広く中国社会に浸透し、認知度を高めるのに一翼を担っていたと思われる。その時期の“契約”は、すでに伝統的な意味から脱皮し、斬新な姿として人々の目に移っていたように思える。

一方では、翻訳活動だけでなく、この時期には清政府は近代法整備について急速に進められ、多くの日本人法学者も力添えしていたため、日本法の継受と同時に日本で翻訳されていた近代法律用語や概念も一緒に中国に流入していたと思われる。松岡正義を中心に起草された1911年中国初の民法草案である「大清民律草案」の第二章には、「契約 依法律行为而债务关系发生，或其内容变更、消灭者，若法令无特别规定，须依利害关系人之契约。」がある。1925年に制定された「国民律草案」（第二次民律草案とも呼ぶ）の第二章第三節にも継承され、「契約 契约之要约人，因要约而受约束。但要约当时预行声明不受约束者，不在此限。」の表現を盛り込まれている。

1927年に出版された『法律辞典』には、「契約：contract, Vertrag〔民〕以使私法上效力为目的，二人以上相互间意思表示之合致也，即有二以上当事人并两相对立之意思表示之符合要素，且欲于当事人之间或当事人与第三人间发生私法上效力之法律行为也。契约因其观察点不同，分为：（1）～（略）（9）种分类。」<sup>23</sup>があり、“契約”は法律用語としての定着とみることできる。

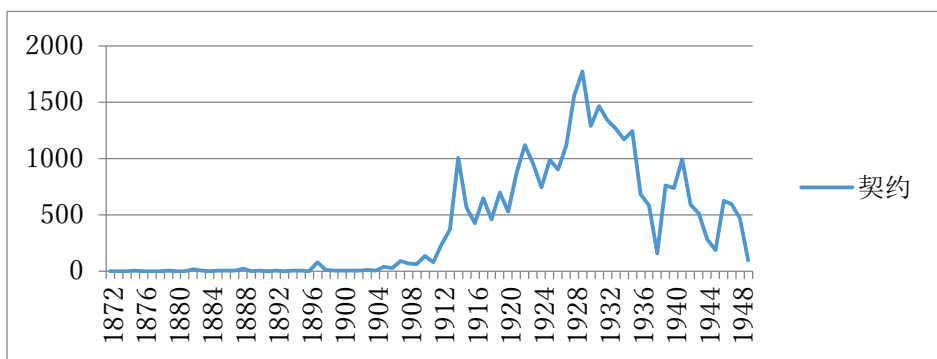
“契約”における中国での定着の度合を示すものとして、参考として、1872年から1949年まで近代中国において最も発行期間の長かった「申報」のデータベースを利用して、その使用状況について調べてみた。

---

<sup>22</sup> 文雅「「東洋盧梭」之于中国—『民約訳解』的東洋命題和中国精神」，2012年，『宜賓学院学報』，第12卷第8期，32 - 37頁；吳雅凌「盧梭『社会契約論』的漢訳及其影響」，2009年，『現代哲学』，第3期五月号，84 - 93頁。

<sup>23</sup> 李祖荫編解鋸点校『法律辞典』2013年，上海人民出版社。

図表2 “契約”の1872年～1949年の使用状況



「申報」データベースの調査により筆者が作成

折れ曲線の示すように、1908年以後“契約”の使用が徐々に増加し、1912～1916年の間は一時ピークを迎え、その後1920～1924年に第二次ピークになり、1928年前から急増していることがわかる。「1908年、修訂法律館は民法編纂事業を始め、1911年に草案を仕上げ、それを資政院の審議に付した。しかし、民法に関する資政院の審議がまだ終了していないうちに、清朝廷が既に辛亥革命によって打ち倒されたため、民法の公布に至らなかった。この民法法案は公布、実施に至らなかったが、中国史上初の民法案として後世に大きな影響を与えた」<sup>24</sup>。図表2から、1911年の民事法草案の編纂を機に頻度が上昇している点から、この事実を裏付けている。その後、「1929年5月から1930年12月にかけて、民法は総則論、債権論、物権論、親族論、相続論の5編の形で相次いで公布され、施行された」<sup>25</sup>「民国民律草案」の制定された1928年前後に折れ線がピークを迎えている点は一般社会の関心の高さをある程度客観的に示している。

## 5. 現代中国における“契約”の使用状況

賀(1992)の調査によると、1949年中華人民共和国成立するまでは、日常生活と専門家の書物のほとんどは“契約”を使用していた。そして、法律関係の翻訳書と著書も“契約”が使われているが、現在使われている“合同”は“契約”の同義語になり、さらに“契約”を取って代わる存在になったのは、1949年以後のことである<sup>26</sup>と論じている。

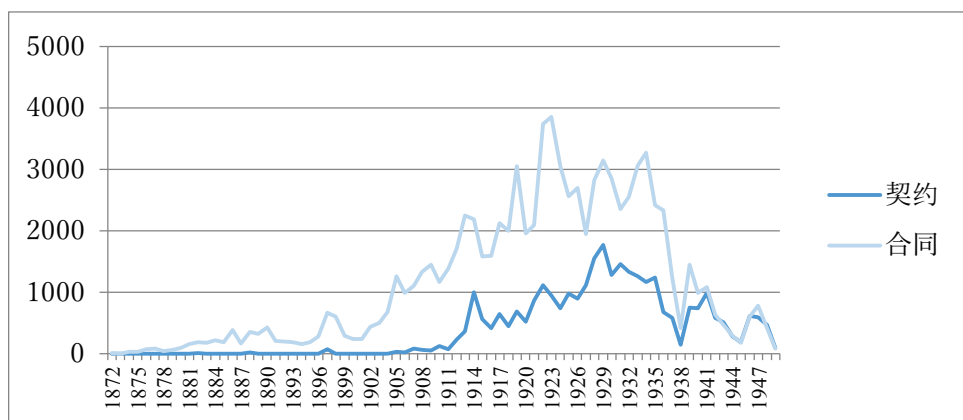
その事実を確かめるために、前述した「申報」のデータベースを利用し、“合同”の使用状況についても調査してみた。

<sup>24</sup> 熊達雲『現代中国の法制と法治』2004年、明石書店、63頁。

<sup>25</sup> 前掲熊達雲、69頁。

<sup>26</sup> 賀衛方「“契約”与“合同”的辨析」《比较法研究》1992年、第2期；俞江「“契約”与“合同”之辨——以清代契约文书为出发点」《中国社会科学院》2003年、第6期、134-148頁。

図表3 “契約”と“合同”の1872年～1949年の使用比較図



「申報」データベースの調査により筆者が作成

図表3で示したように、全体的に“合同”は“契約”よりかなり高い頻度で使われていたことがわかる。また、1941年あたりから“合同”の使用が下がり、グラフの折れ線は“契約”とほぼ重ねるようになってきている。前述、賀（1992）「日常生活と専門家の書物のほとんどは“契約”を使用していた」の説明と矛盾している<sup>27</sup>。紙幅の関係上、この問題の解明は今後の研究に譲る。

のちに、1986年4月12日に公布された「中華人民共和国民法通則」の第85条には、「合同是当事人之间设立、变更、终止民事关系的协议。依法成立的合同，受法律保护。」。さらに、1999年10月1日の「中華人民共和國合同法」の正式公布を持って、この混乱が終焉を迎えることになる。現在では、“合同”は完全に“契約”を取って代われ、“契約”の用例がほとんど見られなくなっているが、賀（1992）、兪（2003）などの論文に見られるように、“合同”が完全に“契約”を代替してしまうことに異議を唱える法学者もいる。

また、日中・中日辞典などに見られるように、日本語の「契約」の中国語の対訳語は“合同”と示しているが、法律用語の内包的な意味として若干の違いがあることを注意する必要がある<sup>28</sup>。

## まとめ

本稿は、日中両国における「契約」の使用、定着と交流の歴史をたどりながら、日中両国における近代法的な民法概念とそれに伴う法律用語の遷移の一端をみることができた。

<sup>27</sup> ほんの極わずかではあるが、「中秋前汉之广帮人纠合同乡之各号行店」のようなエラーも全体数に含まれているが、極めて少数であったため、そのままのデータを使うことにしている。

<sup>28</sup> 井上静「中国語の合同」と日本語の「契約」の異同『青山国際政経論集』29.1994年1月，青山学院大学，105-124頁。

中国古典語「契約」は古くから日本では「約束、取極め」、中国では「契約の表出方式の一つ」として使われてきたが、日本で最初に近代法的な民法の重要概念として用いられ、その後翻訳活動や民法の継受による中国に逆流入し、1949年あたりまでは日本と同じ意味で使われていたとみることができる。一方、英華・華英辞典の調査結果から示したように、中国の方はより早い時期から“契約”を contract の訳語として用いられたため、のちの日本における翻訳の訳語選択には何らかの影響を与えたと推測できる。

そして、民法概念としての“契約”は中国に伝わり、一時期は定着していたが、のちに中国の法整備の不十分や政治的な混乱によって、法律条文や翻訳上も“合同”と“契約”の混乱があったもの、関連法規の制定に伴い、“合同”はすっかり“契約”を取って代わり、徐々に歴史の舞台から姿を消えていくことになった。

われわれ一般用語と専門用語という 2 つの側面を持つ語彙を考える際、それぞれ異なる場面における用法や意味を当然意識する必要があるが、通時的な調査を行う場合も、その違いを考慮に入れる必要があると考える。「契約」はそれを示すよい事例となる。

謝辞 本稿の執筆にあたって、関西大学の沈國威教授により多くのご指導と有益な助言がありました。先生から掲載決定のことばがこの論文を継続する力につながりました。深く感謝いたします。なお、本稿を調査する際、関西大学アジア文化研究センターの「申報」データベースを利用しました。合わせて御礼を申し上げます。